

●生命保険のお手続きおよびご契約に関するご相談・苦情につきましては下記までご連絡ください。

**マニライフ生命コールセンター TEL:0120-063-730**

受付時間 9:00~17:00(土日祝・12/31~1/3は除く)

- この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。  
ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>

※なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っております。

## アフターサービス



お電話で

マニライフ生命コールセンター

**0120-063-730**

受付時間 9:00~17:00  
(土日祝・12/31~1/3は除く)

- 基準積立利率、積立利率、「保険料円入金特約C型」の為替レート、「円支払特約C型」等の為替レート
- 契約内容のご照会、ご変更
- 各種お手続きのご案内 ●各種お手続き書類のご請求 等



インターネットで

マニライフ生命のホームページ

**www.manulife.co.jp**

- 基準積立利率、積立利率、「保険料円入金特約C型」の為替レート、「円支払特約C型」等の為替レート
- 住所変更のお手続き、改姓や控除証明書再発行等に必要な書類のご請求
- 年金、死亡給付金等ご請求のための請求書類のダウンロード、または郵送のお申し込み 等

この保険のお申し込みをされる際には、この「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」のほか、「設計書」「ご契約のしおり/約款」もあわせてご確認ください。

[引]受保険会社

**マニライフ生命保険株式会社**

本社：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号  
東京オペラシティタワー30階

ホームページ：[www.manulife.co.jp](http://www.manulife.co.jp)

マニライフ生命コールセンター ☎ **0120-063-730**  
受付時間 9:00~17:00 (土日祝・12/31~1/3は除く)

[募]集代理店

マニライフ生命の無配当個人年金保険

**こだわり個人年金**

外貨建

## 契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)

### ご契約前に十分にお読みください

この「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」は、ご契約のお申し込みの際に重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。  
**ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。**

# 契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。記載の支払事由や給付に関しての制限事項は、概要や代表例を示しています。支払事由や制限事項等の詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「[ご契約のしおり／約款](#)」に記載していますのでご確認ください。

## 1 引受保険会社

商号：マニユライフ生命保険株式会社  
 本社所在地：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号  
 東京オペラシティタワー30階  
 連絡先：コールセンター TEL: **0120-063-730**  
 ホームページ：[www.manulife.co.jp](http://www.manulife.co.jp)

## 2 この保険の特長としくみ

- この保険の名称(正式名称)は、無配当外貨建個人年金保険(積立利率変動型)です。
- この保険は、毎月お払い込みいただく定額の円の保険料相当額(以下、「保険料円払込額」といいます)を、所定の為替レートでご契約時に選択した通貨(契約通貨)に換算した外貨建の金額を保険料とし、契約通貨に応じた積立利率で年金支払開始日前まで毎月積立利率を更改しながら積み立て、年金支払開始日以後に毎年一定額の年金をお支払いする生命保険です。
- 積立金額は、保険料払込期間中、積立利率を適用して計算するため、保険料払込期間満了に向けて増加していきます。
- この保険にかかる年金・死亡給付金などのお支払いなどは、契約通貨で行ないます。契約通貨は、米ドルまたは豪ドルのいずれかとなります。  
※ご契約後に契約通貨を変更することはできません。
- 年金種類は、保証期間付終身年金(保証期間10年)と確定年金(5年または10年)となり、契約締結時にいずれかを指定します。

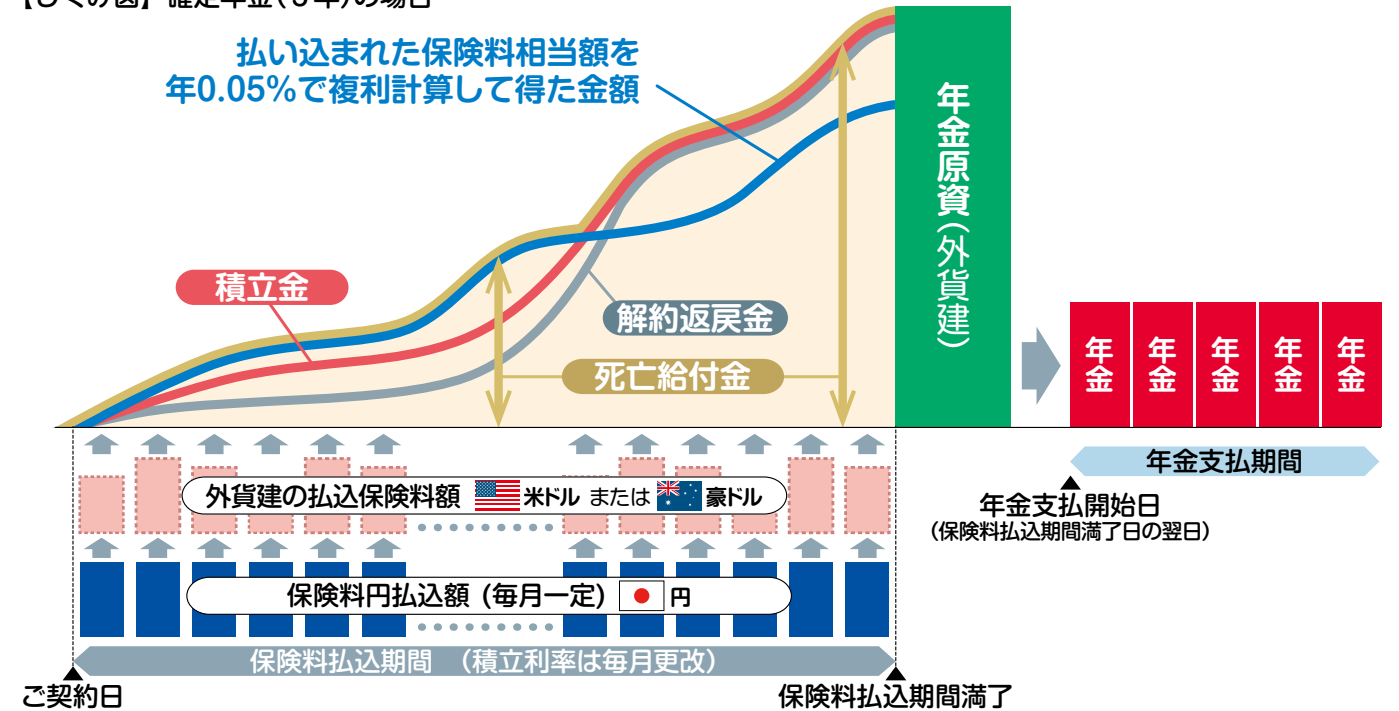


ご注意

### この保険にはリスクがあります

この保険は外貨で運用するため為替相場の変動による影響を受けます。したがって、**お支払い時点の為替相場での円換算した年金の支払総額や死亡給付金額などが、お払い込みいただいた保険料円払込額の総額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。

【しくみ図】確定年金(5年)の場合



※上図は保険料円払込額の減額・払込停止、解約などがなかった場合のイメージ図です。将来の年金額・解約返戻金額などを保証するものではありません。



ご注意

この保険は、**契約当初、払込保険料から保険関係費が大きく控除され、積み立てられます。**したがって、**契約当初、積立金額は払込保険料累計額に対して減少しています。**保険関係費は、契約時に契約年齢や性別等によって控除率が計算されます。  
※保険関係費は、契約年齢・性別等によって異なるため、一律には記載できません。  
 ※くわしくは、[P10「この保険にかかる費用は次のとおりです」\(注意喚起情報\)](#)をご覧ください。

## 3 積立利率

- 積立利率は、保険料払込期間中、ご契約日およびご契約後の月単位の契約応当日に、毎月マニユライフ生命が定める基準積立利率をもとに設定されます。
- 基準積立利率は、契約通貨に対応する指標金利のマニユライフ生命の定める期間における平均値に-1.0%から1.5%を増減させた範囲内でマニユライフ生命が定めた利率となります。
- 指標金利は、契約通貨に応じて定められています。
- 基準積立利率は、原則として毎月1回(1日)設定されます。
- ご契約日における積立利率は、ご契約日における基準積立利率と同じとします。
- ご契約後の月単位の契約応当日における積立利率は、ご契約日から月単位の契約応当日までの各基準積立利率を平均した利率とします。なお、積立利率は、年1.5%が最低保証されます。
- ご契約日から120か月超となった場合の積立利率は、当月を含めて直近120か月の基準積立利率の平均とします。
- 積立利率は、保険料払込期間中、積立金額の計算に際して、それぞれ設定した日から直後の月単位の契約応当日の前日まで適用し、ご契約後、月単位の契約応当日ごとに更改し、積立金全体に適用します。
- 契約者に対して、過去1年間の各月の積立利率を年単位の契約応当日ごとにお知らせいたします。

※基準積立利率、積立利率についてくわしくは、[マニユライフ生命ホームページ](#)をご覧ください。

## 4 主な特約

※くわしくは、「[ご契約のしおり](#)」の「[特約について](#)」をご覧ください。

### 米ドル特約C型・豪ドル特約C型

- ご契約時に契約通貨として米ドルまたは豪ドルのいずれかを選択して付加いただきます。年金、死亡給付金などのお支払いなどを契約通貨で行ないます。



- ご契約後に契約通貨を変更することはできません。
- 「米ドル特約C型」と「豪ドル特約C型」を重複して付加することはできません。
- 金融情勢などの影響により、契約通貨によってはお取り扱いを見合わせている場合があります。

### 保険料円入金特約C型

- この保険には、「[保険料円入金特約C型](#)」（「[保険料円払込額を定める場合の特則](#)」を適用）が付加されますので、保険料を払い込む際は一定金額の円によりお払い込みいただきます。

※保険料円払込額などを外貨建の保険料などへ換算する際に用いる為替レートは、[P11「外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用」](#)（[注意喚起情報](#)）および「[ご契約のしおり](#)」の「[特約について - 保険料円入金特約C型](#)」をご覧ください。

対象	換算基準日
第1回保険料(初回保険料円払込額)または 第1回保険料相当額(初回保険料円払込額相当額)	保険料をマニユライフ生命が受領する日の前日
第2回以後の保険料(保険料円払込額)を払い込む場合	保険料の払込期月の前月末日
前納された保険料円払込額の残額を年金原資に充当する場合	年金支払開始日の前日
復活時に延滞保険料および利息を払い込む場合	マニユライフ生命が受領する日の前日



- 外貨建の保険料は、換算基準日における為替レートの変動により、保険料円払込額のお払い込みのたびに変動(増減)します。

### 円建年金移行特約C型

- 年金支払開始時に、外貨建の年金原資を円に換算して円建年金へ移行することができる特約です。
  - 円建の年金額が5万円未満となる場合は、この特約は付加されなかったものとして取り扱います。
- ※円に換算する際に用いる為替レートについては、[P11「外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用」](#)（[注意喚起情報](#)）をご覧ください。

対象	換算基準日
年金原資	「年金支払開始日」または「完備された請求書類をマニユライフ生命の本社が受付した日の翌営業日」のいずれか遅い日



- 円建年金への移行後は、外貨建の年金へ戻すことはできません。
- この特約を付加して円に換算する年金原資額は、この特約の為替レートに応じて、変動(増減)します。

### 円支払特約C型

- 外貨建の年金、死亡給付金などを円に換算してお支払いする特約です。

※円に換算する際に用いる為替レートについては、[P11「外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用」](#)（[注意喚起情報](#)）をご覧ください。

- 契約者(第1回の年金のご請求の際または年金支払開始日以後は年金受取人、死亡給付金のご請求の際は死亡給付金受取人)のお申し出により、この特約を付加または解約することができます。
  - 年金支払開始日以後にこの特約を付加する場合、年金は、次に到来する年金支払日から円によりお支払いします。
  - 年金支払開始日以後にこの特約を解約する場合、年金は、次に到来する年金支払日から契約通貨によりお支払いします。

対象	換算基準日
解約返戻金 死亡給付金 死亡一時金	完備された請求書類をマニユライフ生命の本社が受付した日の翌営業日
年金	「毎年の年金支払日」または「完備された請求書類をマニユライフ生命の本社が受付した日の翌営業日」のいずれか遅い日
年金の一括支払による支払金	「年金支払開始日」または「完備された請求書類をマニユライフ生命の本社が受付した日の翌営業日」のいずれか遅い日



- この特約を付加して円に換算してお支払いする年金額は、この特約の為替レートの変動に応じて、年金のお支払いのたびに変動(増減)します。
- この特約を付加して円に換算してお支払いする死亡給付金額などは、この特約の為替レートの変動に応じて、変動(増減)します。

### 個人年金保険料税制適格特約

●お払い込みいただく保険料(保険料円払込額)が所得税法に定める「個人年金保険料」に該当して、所得控除の適用を受けられます。

【条件】 次のすべてを満たす場合に、契約者のお申し出により付加できます。

- ①年金受取人は契約者またはその配偶者のいずれかであること
- ②年金受取人は被保険者と同一人であること
- ③保険料払込期間が10年以上であること
- ④確定年金の場合、「年金支払開始日における被保険者の年齢が60歳以上」かつ「年金支払期間が10年以上」であること



- 上記の条件に反するご契約内容の変更は取り扱いません。
- 契約者の変更により、上記①の条件を満たさなくなった場合には、この特約は消滅し、以後、個人年金保険料控除の対象としては所得控除の適用は受けられません。

※くわしくは、P15「11.保険料や保険金などの課税関係」(注意喚起情報)をご覧ください。



次の場合、指定代理請求人を指定することができません。

- ①契約者が法人の場合
- ②年金受取人が被保険者以外の場合

### 後継年金受取人

- 契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)は、死亡一時金のお支払事由が発生するまでは年金受取人が年金支払開始日以後に死亡した場合の新たな年金受取人(後継年金受取人)を指定することができます。
- 年金受取人が被保険者の場合、年金支払開始日以後に被保険者が死亡したときは、死亡一時金を後継年金受取人にお支払いします。

## 5 年金のお支払い

### 年金の種類

年金の種類	年金支払期間	内容	支払額	受取人	支払事由
保証期間付 終身年金	終身 (保証期間10年)	一生涯にわたって年金をお支払いします。	年金額	年金受取人	被保険者が年金支払日に生存しているとき
確定年金	5年または10年	一定期間にわたって年金をお支払いします。			被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき

●保証期間中または年金支払期間中の将来の年金のお支払いにかえて、年金の一括支払を請求することができます。



- 年金額は、「年金支払開始日の前日の積立金額」を年金原資として、年金支払開始日におけるマニュアル生命の定める基礎率など(予定利率など)により計算されます。したがって、年金額は年金支払開始日まで確定しません。なお、マニュアル生命の定める基礎率など(予定利率など)は、経済情勢の変化などの理由により、将来変更される可能性があります。

### 指定代理請求人

- 年金受取人が被保険者の場合、契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)は、所定の範囲内で1人を指定代理請求人にあらかじめ指定することができます。
- 年金受取人が傷害または疾病により年金を請求する意思表示ができない場合などに、指定代理請求人は、年金受取人の代理人として年金を請求することができます。

## 6 被保険者が死亡された場合の保障内容

### 年金支払開始日前

支払内容	支払額	受取人	支払事由
死亡給付金	被保険者が死亡された日の直後に到来する月単位の契約応当日の前日までの経過年月数をもとに計算した次のいずれか大きい額 (1)積立金額 (2)払い込まれた保険料相当額を年0.05%で複利計算して得た金額	死亡給付金受取人	被保険者が年金支払開始日前に死亡されたとき

### 年金支払開始日以後

年金の種類	支払内容	支払額	受取人	支払事由
保証期間付 終身年金	死亡一時金	保証期間の残存期間に対する未払年金の現価	年金受取人*	被保険者が年金支払開始日以後、保証期間中の最後の年金支払日前に死亡されたとき
確定年金		年金支払期間の残存期間に対する未払年金の現価		被保険者が年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡されたとき

\*年金受取人が被保険者の場合で死亡一時金が支払われるときは、その法定相続人(後継年金受取人を指定されている場合は後継年金受取人)となります。



- 死亡給付金・死亡一時金の支払事由に該当し、死亡給付金・死亡一時金が支払われた場合、ご契約は消滅します。

## 7 保険料円払込額の払込停止・保険料円払込額の自動払込停止

●契約日からその日を含めて120か月を経過し、当該120か月の保険料期間に対応する保険料(保険料円払込額)が払い込まれているときは、次の場合、保険料払込を停止し、ご契約を有効に継続することができます。保険料払込の停止期間は、最短で1か月間、最長で年金支払開始日の属する月の前月までとなります。

- ①契約者のお申し出による場合(保険料円払込額の払込停止)
- ②保険料円払込額が払い込まれないままで払込猶予期間が過ぎた場合(保険料円払込額の自動払込停止)

※保険料一括払・前納期間中にはお取り扱いできません。  
 ※くわしくは、「[ご契約のしおり](#)」/[約款](#)をご覧ください。



●通常通り保険料(保険料円払込額)のお支払いがあった場合と比べ、積立金額等は少なくなります。

## 8 保険料円払込額の減額

●次のすべてを満たす場合、保険料円払込額を減額することによって、保険料円払込額の払込額を少なくしてご負担を軽くすることができます。

- ①減額後の保険料円払込額が1万円以上であること
- ②保険料一括払・前納期間中ではないこと



●積立金額は、契約当初、保険関係費が大きく反映されるため、払込保険料累計額に対して、減少しています。

※積立金額は、保険料払込期間中、積立利率を適用して計算するしくみとなっているため、契約を継続することで保険料払込期間満了に向けて増加していきます。くわしくは「設計書」をご覧ください。

●早期に減額すると、多くの場合、保険料払込期間満了時点の外貨建の払込保険料総額に対する積立金額の割合は、減額しなかった場合と比較して低くなります。

●減額した場合、減額しなかった場合と比較して、積立金額・年金原資は少なくなります。

●増額はお取り扱いできません。減額後、元の保険料円払込額に戻すこともできません。

## 9 解約返戻金

●年金支払開始日前に限り、ご契約を解約して解約返戻金を受け取ることができます。ただし、解約した場合、ご契約は消滅します。

●解約返戻金額は、積立金額から解約控除を差し引いた金額となります。

●解約控除は、ご契約日からの経過月数(保険料をお支払いいただいた月数)\*に応じて、下表のとおりです。

項目	費用	
解約控除	積立金額×36% ×(1-経過月数/120)	解約時に積立金から控除します。

\*ご契約日からの経過月数(保険料をお支払いいただいた月数)が120か月以上の場合、解約返戻金額は積立金額と同額となります(解約控除はかかりません)。

●すでに払い込まれた保険料に対応する保険料期間中にご契約を解約された場合でも、保険料の未経過分のお支払いはありません。

## 10 契約者配当金

●この保険には、契約者配当金はありません。

## 11 諸費用

●この保険には、保険関係費がかかります。そのほか、解約時に解約控除、年金支払期間中には年金管理費がかかります。また、外貨のお取り扱いによる費用がかかる場合があります。

※くわしくは、[P10](#)～[P11](#)「この保険にかかる費用は次のとおりです」(注意喚起情報)をご覧ください。

12 引受条件

年金の種類と年金支払期間	年金の種類		年金支払期間		
	保証期間付終身年金		終身(保証期間10年)		
	確定年金		5年または10年		
保険料払込期間 契約年齢範囲 年金支払開始年齢	保証期間付終身年金			確定年金	
	保険料払込期間	契約年齢	年金支払開始年齢	契約年齢	年金支払開始年齢
	20年	30~55歳	50~75歳	0~55歳	20~75歳
	25年	25~50歳		0~50歳	25~75歳
	30年	20~45歳		0~45歳	30~75歳
	55歳満了	20~40歳	55歳	20~40歳	55歳
	60歳満了	20~45歳	60歳	20~45歳	60歳
	65歳満了	25~50歳	65歳	25~50歳	65歳
	70歳満了	30~55歳	70歳	30~55歳	70歳
	75歳満了	35~60歳	75歳	35~60歳	75歳
保険料円払込額の範囲、取扱単位	最低保険料円払込額		最高保険料円払込額		取扱単位
	10,000円		400,000円 ※マニユライフ生命の保険商品の加入状況により異なります。		1,000円
保険料の払込方法(回数)	月払				
保険料円払込額の一括または前納	登録制一括払	半年払プラン	毎回6か月分ずつ保険料円払込額をお払い込みいただきます。		
		年払プラン	毎回12か月分ずつ保険料円払込額をお払い込みいただきます。		
	一括払	2~12か月分の保険料円払込額をまとめてお払い込みいただきます。			
	前納	2~40年分の保険料円払込額をまとめてお払い込みいただきます。マニユライフ生命所定の利率で保険料円払込額の割引があります。			
※月単位の契約当日が到来するたびに保険料円払込額をもとに外貨建の保険料を計算し充当します。					
保険料の払込方法(経路)	<ul style="list-style-type: none"> <li>口座振替扱</li> <li>クレジットカード扱</li> <li>団体扱</li> </ul>				
年金受取人	契約者または被保険者				
告知	告知していただく事項はありません。				

- ご契約の具体的な内容については、「契約申込書」に記入していただきますので、お申し込みの際には、この「契約概要」と「契約申込書」にてご契約内容を必ずご確認ください。
- ご契約時の金融情勢等の影響により、契約通貨によってはお取り扱いを見合わせる場合があります。

注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に特にご注意ください事項を記載しています。「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項については「ご契約のしおり/約款」に記載していますのでご確認ください。

この保険にかかる費用は次のとおりです

この保険には、保険関係費がかかります。そのほか、解約時に解約控除、年金支払期間中には年金管理費がかかります。また、外貨のお取り扱いによる費用がかかる場合があります。

保険関係費

- お払い込みいただいた保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持に係る費用に充てられ、それらを除いた金額が運用されます。また、ご契約後も定期的に保険契約の締結・維持、死亡保障に係る費用などが控除されます。
- ※保険関係費は、契約年齢・性別などによって異なるため、一律には記載できません。

解約時にご負担いただく費用

- 解約時に、ご契約日からの経過月数(保険料をお払い込みいただいた月数)に応じて、以下の解約控除をご負担いただきます。

項目	費用	
解約控除	積立金額×36% ×(1-経過月数/120)	解約時に積立金から控除します。

※くわしくは、P8「9.解約返戻金」(契約概要)および「ご契約のしおり」の「解約および解約返戻金について」をご覧ください。

年金支払期間中にご負担いただく費用

- 年金支払期間中、以下の年金管理費をご負担いただきます。

項目	費用	
年金管理費 【年金支払の管理にかかる費用】	責任準備金額に 0.4%を乗じた金額	年金支払日に責任準備金から控除します。

次のページへ続く ➡

## 外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用

- 年金や死亡給付金などを外貨でお受取りの際には、金融機関により手数料(リフティングチャージなど)をご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
  - 次の場合、下表の為替レートと対顧客電信売買相場の仲値(TTM)\*との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。
    - ①「保険料円入金特約C型」を付加し、保険料円払込額をお払い込みいただく場合
    - ②「円支払特約C型」を付加し、年金などを円でお支払いする場合
    - ③「円建年金移行特約C型」を付加し、円建年金への移行に際して、年金原資額を円に換算する場合
- \*対顧客電信売買相場の仲値(TTM)は、マニライフ生命が指標として指定する金融機関が公示する値とします。

項目	契約通貨	
	米ドル	豪ドル
① 「保険料円入金特約C型」の為替レート	契約通貨のTTM+50銭	
② 「円支払特約C型」の為替レート	契約通貨のTTM-1銭	契約通貨のTTM-3銭
③ 「円建年金移行特約C型」の為替レート	契約通貨のTTM-1銭	契約通貨のTTM-3銭

※2018年4月現在。外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用は、将来変更されることがあります。

### この保険にはリスクがあります

この保険は外貨で運用するため、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、お支払い時点の為替相場で円換算した年金の支払総額や死亡給付金額などが、お払い込みいただいた保険料円払込額の総額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。

- ・保険料円払込額を契約通貨に換算した保険料額は、「保険料円入金特約C型」の為替レートの変動に応じて、お払い込みのたびに変動(増減)します。
- ・「円支払特約C型」を付加して円に換算してお支払いする年金額は、「円支払特約C型」の為替レートの変動に応じて、年金のお支払いのたびに変動(増減)します。
- ・「円支払特約C型」を付加して円に換算してお支払いする死亡給付金額などは、「円支払特約C型」の為替レートの変動に応じて、変動(増減)します。
- ・「円建年金移行特約C型」を付加して円に換算する年金原資額は、「円建年金移行特約C型」の為替レートに応じて、変動(増減)します。



ご注意

## 1 この商品は生命保険です

- この商品は、マニライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。

## 2 クーリング・オフ制度

ご契約のお申し込みの撤回やご契約の解除(クーリング・オフ)ができます。

- 申込日または第1回保険料相当額(初回保険料円払込額相当額)の払込日\*のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によるお申し出によりお申し込みの撤回またはご契約の解除ができます。**この場合、お払い込みいただいた金額をお返しいたします。  
\*クレジットカードによるお払い込みの場合は、マニライフ生命でクレジットカードの有効性等の確認ができた日とします。
- 契約者が法人の場合などは、ご契約のお申し込みの撤回やご契約の解除はできません。



参照

くわしくは、「ご契約のしおり」の「クーリング・オフ(お申し込みの撤回・ご契約の解除)のお申し出の方法」をご覧ください。

## 3 告知

- ご契約の締結に際しては、契約者および被保険者に対し、告知を求めません。
- マニライフ生命の職員またはマニライフ生命で委任した者が、年金等のご請求の際に保険契約のお申し込み内容またはご請求内容等についてご確認にお伺いすることがあります。

## 4 保障の開始(責任開始期)

保障の責任は、第1回保険料相当額(初回保険料円払込額相当額)のお払い込みが完了した時から開始します。

- お申し込みいただいたご契約をマニライフ生命が承諾した場合には、第1回保険料相当額(初回保険料円払込額相当額)のお払い込みが完了した時\*から、マニライフ生命はご契約上の責任を開始します。この保険では、責任が開始される日の属する月の翌月1日をご契約日とします。  
\*クレジットカードによるお払い込みの場合は、マニライフ生命でクレジットカードの有効性等の確認ができた時とします。
- 生命保険募集人は、お客さまとマニライフ生命の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対してマニライフ生命が承諾したときに有効に成立します。




参照

くわしくは、「ご契約のしおり」の「ご契約上の責任はこの時から開始します」をご覧ください。

## 5 死亡給付金などをお支払いできない場合

次のような場合には、死亡給付金などをお支払いできないことがあります。

- 死亡給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約が解除された場合
- 保険料のお支払いがなくなり、ご契約が失効した場合
- 保険契約の締結に際して詐欺の行為があつてご契約が取消となった場合や、死亡給付金の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合
- 死亡給付金の免責事由に該当した場合(例:責任開始日からその日を含めて3年以内における被保険者の自殺、死亡給付金受取人などの故意による支払事由該当など)

 **参照** くわしくは、「ご契約のしおり」の「死亡給付金などをお支払いできない場合について」「保険料の払込猶予期間、ご契約の失効について」をご覧ください。

## 6 保険料の払込猶予期間、ご契約の失効、復活

保険料のお支払いがないと、ご契約が失効することがあります。

- 保険料(保険料円払込額)は払込期月(保険料をお支払いいただく月)内にお支払いください。なお、払込期月内にお支払いの都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- 払込猶予期間内に保険料のお支払いがない場合、「保険料払込の自動停止(保険料円払込額の自動払込停止)」の要件に該当した場合を除き、ご契約は失効します。
- いったん失効したご契約でも、失効した日からその日を含めて3か月以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。

 **参照** くわしくは、「ご契約のしおり」の「保険料の払込猶予期間、ご契約の失効について」をご覧ください。

## 7 解約返戻金

※くわしくは、[P.8 「9.解約返戻金」\(契約概要\)](#)をご覧ください。

## 8 ご契約が消滅したときにおける保険料のお取り扱い

ご契約が消滅したときに、保険料の未経過分の払戻しはありません。

- 払い込まれた保険料に対応する保険料期間の満了前に、ご契約が消滅したとき(死亡給付金をお支払いしたとき、解約または解除されたとき、その他理由を問いません。)**に、払い込まれた保険料のうち、未経過の保険料期間に応じて払い戻す金額はありません。

 **参照** くわしくは、「ご契約のしおり」の「ご契約が消滅したときにおける保険料のお取り扱い」をご覧ください。

## 9 新たなご契約へ乗り換える場合

現在のご契約を解約・減額することを前提に新たなご契約のお申し込みを行なった場合、不利益となる事項があります。

- 現在のご契約を解約・減額するときは、一般的に次の点について不利益となります。**
  - ・多くの場合、解約返戻金は、払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あつてもごくわずかです。
  - ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことがあります。
  - ・新たなご契約については、責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺の場合、責任開始期前の発病の場合などには、保険金・給付金等が支払われないことがあります。

## 10 年金・死亡一時金・死亡給付金のお支払いに関する手続き等

- お客さまからのご請求に応じて、年金・死亡一時金・死亡給付金のお支払いを行なう必要がありますので、年金・死亡一時金・死亡給付金のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに[マニユライフ生命コールセンター](#)にご連絡ください。また、年金については、年金支払開始日の2か月前頃にマニユライフ生命からお手続きの書類を郵送しますので、年金支払開始日の前営業日までにご請求ください。
- お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、年金・死亡一時金・死亡給付金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「[ご契約のしおり／約款](#)」、[マニユライフ生命ホームページ](#)に記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- マニユライフ生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、契約者のご住所などを変更された場合には、[マニユライフ生命コールセンター](#)に必ずご連絡ください。



- 死亡一時金・死亡給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金、給付金などのお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などには **マニライフ生命コールセンター** にご連絡ください。
- 被保険者が受取人となる年金について、受取人がご請求できない特別な事情がある場合、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。



参照

くわしくは、「ご契約のしおり」の「特約について」をご覧ください。

- 指定代理請求人に対し、お支払事由および代理請求ができる旨をお伝えください。



参照

くわしくは、「ご契約のしおり」の「年金などのご請求方法について」をご覧ください。

11

## 保険料や保険金などの課税関係

### 税務上の換算レート

- この保険は、日本国内においてご契約される生命保険契約であることから、税制上のお取り扱いについては日本国内で販売されている円建の生命保険と同様となります。この場合、下表の基準により契約通貨を円に換算したうえで、円建の生命保険と同様にお取り扱いします。

対象	税務区分	換算基準日	換算時の為替レート*
解約返戻金	所得税(源泉分離課税)	解約効力発生日	TTB
	所得税(一時所得)		TTM
死亡給付金	所得税(一時所得)	被保険者が死亡された日	TTM
	相続税・贈与税		TTB
年金	贈与税	年金支払開始日	TTB
	所得税(雑所得)	毎年の年金支払日	TTM

\*TTMとは対顧客電信売買相場の仲値、TTBとは対顧客電信買相場のことをいいます。

- この保険には「保険料円入金特約C型」(「保険料円払込額を定める場合の特則」を適用)が付加されていますので、お払い込みいただいた保険料円払込額について、円建の生命保険と同じ税法上の取り扱いを適用します。

- 「円支払特約C型」を付加した場合、解約返戻金、死亡給付金および年金などは下表の換算基準日におけるマニライフ生命の定める為替レートを円に換算した金額が基準となります。

対象	換算基準日
解約返戻金	請求書類をマニライフ生命の本社が受付した日の翌営業日
死亡給付金	
年金	「年金支払日」または「請求書類をマニライフ生命の本社が受付した日の翌営業日」のいずれか遅い日
年金の一括支払による支払金	「年金支払開始日」または「請求書類をマニライフ生命の本社が受付した日の翌営業日」のいずれか遅い日

### 保険料と税金

- お払い込みいただいた保険料は、お払い込みいただいた年の生命保険料控除の対象となります。
  - 「個人年金保険料税制適格特約」を付加されたご契約の場合、お払い込みいただいた保険料は個人年金保険料控除の対象となります。付加されていないご契約の場合、お払い込みいただいた保険料は一般生命保険料控除の対象となります。他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。
- ※保険料円払込額をまとめてお払い込みいただいた場合は、その年に払込期日の到来した金額をその年に支払った保険料の額とし、その金額が生命保険料控除(個人年金保険料控除)の対象となります。

### 生命保険料控除の対象となる保険料

- 1月から12月までにお払い込みいただいた正味保険料の合計額です。この保険には「保険料円入金特約C型」(「保険料円払込額を定める場合の特則」を適用)が付加されていますので、1月から12月までにお払い込みいただいた保険料円払込額となります。

### 年金などにかかる税金

#### 年金支払開始日前

- 解約(差益のある場合)

課税の種類
所得税(一時所得)+住民税

※全期前納等を行なった確定年金のご契約を5年以内に解約された場合、解約返戻金額から払込保険料総額を差し引いた金額に対して、20.315%の源泉分離課税\*が行なわれます。

\*税率20.315%は、復興特別所得税が付加された税率です。

- 被保険者死亡の場合

#### 死亡給付金

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	課税の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得)+住民税
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

年金支払開始日以後

●年金および年金の一括支払

年金種類	年金でのお支払い	年金の一括支払
保証期間付終身年金	所得税(雑所得)+住民税	所得税(雑所得)+住民税
確定年金		所得税(一時所得)+住民税

※契約者と年金受取人が相違する場合、年金支払開始時に贈与税の対象となります。

【ご参考】

- 相続または贈与等に係る生命保険契約等に基づく年金の税務上のお取り扱いについて  
相続、贈与等により取得した生命保険契約等に係る年金の税務は、各年の年金額を所得税の課税部分と非課税部分に振り分け、課税部分にのみ所得税が課税されます。  
※年金支給初年の所得税は全額非課税となり、2年目以降は非課税部分が同額ずつ階段状に減少していきます。
- 一時所得について  
他の一時所得と合算して年間50万円までは特別控除により非課税扱になります。  
50万円を超える部分についてはその2分の1の金額が他の所得と合算して総合課税されます。  
一時所得の課税対象額 = { 収入 - 必要経費(払込保険料総額等) - 特別控除(50万円) } × 1/2



- 外貨でお支払いする年金や解約返戻金に源泉徴収税が発生する場合、お支払いする金額をいったん円に換算し税額を計算します。その税額を再度外貨に換算し、年金額や解約返戻金額から差し引きます。そのため、「お支払い時点の為替相場」が「ご契約日の為替相場」に比べて、一定水準以上に変動した場合、外貨でお支払いする年金の合計額や解約返戻金額などが、お払い込みいただいた保険料を下回ることがあります。
- 税務上のお取り扱いについては、2018年1月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。なお、源泉徴収税が発生する場合、所得税に復興特別所得税が合わせて徴収されます。個別の税務等の詳細については税務署や税理士等、専門家にご確認ください。



くわしくは、「ご契約のしおり」の「生命保険の税務」をご覧ください。

12 信用リスクと生命保険契約者保護機構

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

- マニユライフ生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者の保護が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構の詳細は、下記までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時  
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>



くわしくは、「ご契約のしおり」の「お願いとお知らせ」をご覧ください。

13 預金等受入金融機関を募集代理店としてこの商品にご加入されるお客さまへ

- この商品は生命保険であり預金などではありません。したがって元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- この商品のご契約のお申し込みの有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。
- 預金等受入金融機関がこの商品を募集する場合においては、法令によりお客さまの範囲ならびにご契約の条件に制限があります。つきましては、あらかじめ契約者・被保険者となる方の勤務先などをご申告いただき、ご申告いただいた情報について、預金等受入金融機関の保険募集制限の対象などに該当するかどうかの確認作業に利用させていただくほか、保険募集業務に利用させていただくことがあります。なお、保険ご加入後、保障内容についての変更をご希望される場合にも、法令などの制限を受けることがあります。